

2020年5月1日
みらいエネルギー・パートナーズ株式会社

新型コロナウイルスに関する対応継続について

みらいエネルギー・パートナーズ株式会社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」が延長される見通しとなったことを鑑み、感染の拡大を防止するため、東京本社勤務の社員について、**5月31日**まで以下の体制にて業務を行うことと致します。

1.勤務体制について

5月31日までの間、原則在宅勤務と致します。

事業・業務継続の観点から出社が必要な社員については、代表取締役の判断で出社を認めます。

2.各種対策

①会議・会食等

不急の会議等の開催、会食は原則として自粛致します。

②衛生管理

マスクの着用や頻繁な手洗・うがい、消毒液での消毒を徹底致します。

③出勤時の対応

社員がやむを得ず出勤する際は時差出勤とし、混雑を避けることを徹底致します。

④業務対応

在宅勤務時の各社様とのご連絡は基本メールにて対応させていただきます。必要に応じて担当者よりお電話致します。

尚、五ヶ瀬事務所（宮崎県）は、事務所長の判断にて適宜出勤・在宅勤務とし、業務を継続致します。

当社は、今後も社員やお取引先の皆様等の安全を最優先に感染拡大防止に努めて参ります。お取引先や関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜ります様、お願い申し上げます。

以上